法人名　湧　水

定　　款

第１章　　総則

（名　称）

第１条　本会は、特定非営利活動法人　湧　水と称する。

（事務所）

第２条　本会は事務所本部を東京都東久留米市前沢４丁目32番９号に置く。

（目　的）

第３条　本会は日常的に援助を必要とする高齢者や障害者に対して、在宅での生活が出来るよう必要なサービスを提供し、並びに幼児子供の健康な育成のため、幼児保育・子どもの育成支援に必要なサービスを提供し、もって社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類及びその事業の種類）

第４条　本会は本会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第２条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」および「子どもの健全育成を図る活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

(1)　介護保険に関する事業
(2)　デイサービス事業
(3)　ホームヘルパー派遣事業
(4)　グループホーム事業
(5)　ホームヘルパーの養成
(6)　配食サービス事業
(7)　高齢者や障害者の在宅生活を支援する事業
(8)　幼児保育・子どもの育成支援事業

第２章　会員

（会員の種類）

第５条　本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1)　正会員　本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　その他の会員　別に規則において定めた会員

第６条　本会の会員で正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2　理事長は、前項の入会申込者が、第３条に定める本会の目的に賛同し、第４条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対してこれを通知するものとする。

（会　費）

第７条　正会員は毎年一回年会費を納入しなければならない。

2　年会費の額は別に総会で定めるものとする。

（退　会）

第８条　会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2　会員が次の号の一つに該当するときは理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

(1)　死亡しまたは失踪宣告を受けたとき

(2)　法人または団体が解散し又は破産したとき

(3)　会員が会費を半年以上滞納したとき

（除　名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1)　法令、本会の定款または規則に違反したとき

(2)　本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

（会費等の不返還）

第１０条　本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第３章　役員

（役員の種類および定款）

第１１条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理事　５人以上

(2) 監事　１人以上

2　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選　任）

第１２条　理事は理事会で選任し、総会に報告する。

2　理事長、副理事長は理事会において理事の互選により定める。

3　監事は、総会で選任する。

4　監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

（職　務）

第１３条　理事長は本会を代表し、その業務を総括する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　特定非営利活動法人の財産の状況の監査をすること。

(3)　前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要のある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況または特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１４条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

2　補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了の後においても、第１１条第１項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4　万が一役員数に欠員が生じた場合、速やかに新たな役員を選任しなければならない。

（解　任）

第１５条　理事は理事会において理事総数の３分の２以上の議決により、監事は総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、次のいずれかに該当するときは該当役員を解任することができる。

(1)　何らかの事由により、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（報酬等）

第１６条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会議

（会議の種別）

第１７条　本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

（会議の構成）
第１８条　総会は、正会員をもって構成する。
　　２　理事会は、理事をもって構成する。
　　３　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
（会議の権能）
第１９条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
　　（１）事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
　　（２）理事の選任、解任、報酬、職務
　　（３）総会に付すべき事項
　　（４）その他本会の運営に関する必要な事項
　　２　総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
　　（１）特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するもの
　　（２）監事の選任、解任、報酬、職務
　　（３）会費の額
　　（４）その他理事会が総会に付すべき事項として議決したこと
（会議の開催）
第２０条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
　　２　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合開催する。
　　（１）理事会は必要と認め招集の請求があった場合
　　（２）正会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
　　（３）第１３条第４項第４号の規定に基づき、監事から召集の請求があった場合
　　３　理事の現在数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
（召　集）
第２１条　総会および理事会は、理事長が招集する。
　　２　総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開催日の２週間前までに行わなければならない。
　　３　理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、Ｅ－mail をもって、開催日の１週間前までに召集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて召集するときは、この限りではない。
　　４　前条第２項または第３項第２号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。
（会議の運営方法）
第２２条　総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

（定足数）

第２３条　総会は、正会員が委任状を含め過半数が出席した場合に開催する。

２　理事会は、過半数が出席した場合に開催する。

（議　決）

第２４条　総会および理事会の議決は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

２　総会および理事会において、第２０条第２項または第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席議員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りでない。

３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決健を行使することができない。

（書面表決等）

第２５条　総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

２　前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により表決権を行使する構成員は、第２３条および２４条の規定の適用については出席したものとみなす。

（書面などによる議決）

第２６条　理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面、ファックス、Ｅ－mail により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第２７条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収入
(5) 資産から生じる収入
(6) その他の収入

（事業年度）

第２８条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第２９条　本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

２　事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（事業報告および決算）

第３０条　本会の事業報告書、収支決算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

（資産の寄贈）

第３１条　本会の資産を他の社会福祉法人、特定非営利活動法人等に寄贈する場合、本会の総会において承認されなければならない。

第６章　定款の変更、解散など

（定款の変更）

第３２条　この定款は総会において出席した正会員の過半数の議決を経、且つ特定非営利活動促進法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（解　散）

第３３条　本会は、次に掲げる事由による解散する。

(1) 社員総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
(3) 社員の欠乏
(4) 合併
(5) 破産
(6) 特定非営利活動促進法第４３条の規定による設立の認証の取消

２　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員３分の２以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（合　併）

第３４条　本会は、総会において出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

（残余財産の帰属先）

第３５条　本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された社会福祉法人、特定非営利活動法人または社団法人または財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

第７章　雑則

（事務局）

第３６条　本会は、組織の運営をするために本部事務局を置き、必要に応じて事務局会議を開く。

２　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（公告の方法）

第３７条　本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。」

（実施規則）

第３８条　この定款に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、別に理事長が別に定める。

附　則

1. この定款は、法人の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の正会員の年会費は、第７条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
 年会費　　¥10,000.

２の１　年会費は平成１７年度よりつぎの金額とする。
 年会費　¥3,000.

3. 本会の設立当初の役員は、第１２条の規定にかかわらず、つぎに掲げる者とする。
 理事長　　内田トモ子
 副理事長　加藤悦子
 理事　　大橋孝峰　上田寿美子　中村修子　日高真巳子　末永　弘
 　　豊田驛子
 監事　　新井洋子
4. 本会の成立当初の事業年度は第２８条の規定に関わらず、法人成立の日から平成１２年３月３１日までとする。
5. 本会の成立当初の事業年度の年度計画および収支予算は、第２９条第１項の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

附　則

1. この定款は、平成 12 年 12 月 6 日変更する。
2. この定款は、平成 17 年 10 月 13 日変更する。
3. この定款は、平成 24 年 8 月 28 日変更する。
4. この定款は、平成 30 年 7 月 1 日変更する。